



# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限：令和8年2月2日（月）

## 申告していただく方

事業の用に供することができる資産を所有する方は、地方税法（以下「法」といいます。）第383条の規定により、毎年1月1日に所有する償却資産に関する所定の事項を申告していただくことになっています。

また、次に該当する方も申告が必要となります。

- (1) 傷却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- (3) 傷却資産の所有者が分からない場合は使用されている方
- (4) 傷却資産を共有されている方

※共有者のうちから、代表者を決めて申告してください。

なお、この場合は専有名義分とは別に申告してください。

※資産の増減がない場合でも、申告は必要となります。

また、該当する償却資産を所有していない場合でも、市内事業所における償却資産の所有状況について把握するため、申告書の提出にご協力お願いします。

以上のこと留意の上、償却資産申告書（第26号様式）に所有者氏名等の必要事項を記載し、「18 備考欄」の該当番号に○を付け申告してください。

## 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば、会社（法人）や個人で工場・商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等をいいます。

ただし、自動車税や軽自動車税の対象となる自動車・自動二輪車・原動機付自転車等は除きます。

## 申告が必要な資産とは

- 耐用年数1年以上で、取得価額又は製作価格が10万円以上の資産
- 取得価額又は製作価格が10万円未満であっても、税務会計上で固定資産に計上している資産
- 個別償却している資産
- 企業会計上、簿外資産であっても、1月1日現在、事業に使用されている資産
- 企業会計上、建設仮勘定として経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在に完成し、事業のために使用されている資産
- 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わり帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても、事業のために使用することができる資産
- 資産の所有者が他の者に貸し付けて、事業のために使用されている資産
- 従業員等の福利厚生のために使用されている資産
- 割賦買入資産で、割賦金の完済していないものであっても、既に事業のために使用されている資産
- 清算中の法人で、自ら清算事業のために使用されている資産
- 遊休・未稼働資産であっても、1月1日現在において事業のために使用することができる資産
- 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- 道路運送車両法上、大型特殊自動車とされるもの（道路運送車両法施行規則第2条別表第1に掲げる大型特殊自動車）
- 租税特別措置法の規定における中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産



## 償却資産の種類

### 1 資産の種類と主な償却資産の例

固定資産税の課税対象となる償却資産は下表の6種類に分類されます。

種類		主な償却資産
1	構築物	屋上看板などの広告設備、ネオンサイン、鉄塔、岸壁、門塀、外灯、駐車場舗装（アスファルト舗装路面、コンクリート舗装路面）、緑化設備など 簡易な建物、電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備など（店舗内装設備などの建物附属設備のうち、固定資産税について家屋として取り扱われなかったもの）
2	機械及び装置	各種機械（電気、化学、土木、建設、印刷、食品、医療用等）、冷暖房用の附属機械、運搬設備（コンベア等）、クレーン、太陽光発電設備など
3	船舶	漁船、モーターボート、客船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」の車両）、台車、自転車、その他の運搬車（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。） ※フォークリフト等で、次の条件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車に該当します。 ①車両の長さが4.7mを超えるもの ②車両の幅が1.7mを超えるもの ③車両の高さが2.8mを超えるもの ④最高時速15Km/hを超えるもの ※農耕トラクタ、農業用薬剤散布車等の農耕作業用自動車については、車両の規格に関係なく最高速度が35Km/h以上の場合は、大型特殊自動車に該当します。
6	工具、器具及び備品	測定・検査工具、治具・取付工具、型、切削工具、その他の工具など 机、ロッカー、陳列ケース、レジスター、放送設備、応接セット、その他の業務用備品など パソコン、LAN設備、理容及び美容機具、医療機具、自動販売機など

## 2 業種別の主な償却資産の例

業種	主な資産の例示
各業種共通のもの	舗装路面、駐車場設備、門、塀、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン等）、受変電設備、中央管理制御装置、福利厚生用設備、パソコン、LAN設備、コピー機、エアコン、応接セット、ロッカー、キャビネット、簡易間仕切り、レジスター、金庫、内装・内部造作等、自動販売機、太陽光発電設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	接客用家具、厨房設備、カラオケ設備、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など
製造業	製造機械、金型、旋盤等、プレス機、溶接機、梱包機、洗浄給水設備、貯水設備、構内舗装、各種工具、フォークリフト（自動車税等の対象でないもの）など
医業・歯科医業	医療機器（レントゲン装置、CTスキャン、手術機器、歯科医療ユニット等）、入院用ベッドなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、防火壁、地下タンク、構内装置、洗車機、ガソリン計量器など
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、発電機、ミキサー、建築用機械など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、看板など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機など
農業	農機具、耕運機、脱穀機、精米機、乾燥機、ビニールハウス、ボイラーなど
漁業・水産業	漁船、船外機、漁船用等のレーダー（魚群探知機）、魚網、金網、冷蔵庫、冷凍庫、魚しめ機など

## 3 課税の対象とならない償却資産の例

- 土地、家屋
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- 無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- 耐用年数が1年未満又は取得価額（1個又は1組）が10万円未満の資産で、法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの
- 取得価額（1個又は1組）が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満のもの
- 商品、棚卸資産
- 生物（観賞用、興行用のものは除く。）、立木、果樹
- 書画骨とう（複製等は除く。）

# 償却資産の評価

## 1 評価の原則

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価格の減少（減価）を考慮して評価します。

具体的には、資産の①取得価額、②取得時期、③耐用年数からなる「評価の3要素」を基本として、申告していただいた資産の評価額を算出し、全資産の合計額を決定価格とします。

また、取得価額には、運賃・購入手数料・据付費等、当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた価額で申告いただくことになります。

※消費税の納税義務が免除されている免税事業者は、税込経理方式となります。

## 2 価格の算定方法

○前年中に取得した資産（取得年の初年度は、一律に半年償却を行います。）

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2) = \text{評価額}$$

○前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※r：耐用年数に応ずる減価率（3 減価残存率表参照）

## 3 減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886
				20	0.109	0.945	0.891

備考 減価率は、固定資産評価基準別表第15から耐用年数20年までを抜粋

## 4 耐用年数省令の改正について

平成20年度税制改正において、機械及び装置を中心に耐用年数の変更が行われました。それに伴い平成21年度申告分より、改正後の耐用年数を用いて評価を行う必要があります。該当する資産を平成20年度以前から所有している場合は、その耐用年数を修正し、摘要欄に耐用年数変更の旨を記載してください。ただし、既に変更を申告している場合は記載の必要はありません。

## 5 評価額の最低限度、免税点

- 評価額を算出した結果、その価格が取得価額の5%相当額を下回る場合は、決定価格が取得価額の5%相当額となります。  
(償却済資産についても事業用として現存する限り、5%相当額のまま計上されます。)
- 全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

## 6 課税標準額

通常は「評価額」が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準額の特例適用後の額が課税標準額となります。

## 7 課税免除（過疎地域における固定資産税の課税免除について）

青色申告書を提出する個人又は法人について、伊予市中山町及び双海町の区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、又は旅館業の用に供する設備を取得、製作又は建設等したときは、伊予市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例により、当該設備に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税免除が適用となる場合があります。

※資本金の額等が5,000万円を超える法人は、新設又は増設に限ります。

## 8 不均一課税（地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税について）

青色申告書を提出する個人又は法人のうち、愛媛県の地域再生計画の公示日（平成28年3月23日）から令和8年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、愛媛県知事の認定を受けた事業者について、認定日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに認定を取り消されたときは、取消日の前日まで）の間に、地方活力向上地域（地域再生計画に記載されている伊予市内の地域）内において、特定業務施設の用に供する設備を新設し、又は増設したときは、伊予市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例により、当該設備に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）の不均一課税が適用となる場合があります。

## 9 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され償却資産課税台帳に登録されます。

## 10 年税額の計算

課税標準額に税率(1.4%)を掛けて年税額を算出します(100円未満切捨て)。ただし、課税標準額が150万円未満(免税点未満)の場合は課税されません。

$$\begin{array}{ccc} \text{課税標準額} & \times & \text{税率} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) & (1.4 / 100) & = \text{税額} \\ & & (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$

## 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)</p> <p>【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物、建物附属設備及び構築物については定額法)</p>	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度有り	制度無し
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	制度有り	制度無し
増加償却の制度(所得税、法人税)	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

## 実地調査のお願い

税務署などの関係官公庁での帳簿確認調査及び提出していただいた申告書の内容を確認するために実地調査を行うことがあります。(法第353条及び第408条)

実地調査では、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の確認などを行います。その際に税務署への法人税又は所得税の申告書に添付された書類(減価償却費の計算書や減価償却資産内訳書等の写し)の提出をお願いすることになります。

なお、実地調査等において確認された償却資産の申告漏れ等に対する課税については、法第17条の5第5項の規定により、現年を含めて過去5年分まで遡及することができます。

## 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法

- ① 申告書を提出する年月日及び申告の年度を記載してください。
  - ② 住所、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を正確に記載してください。  
ビル等に入居している場合は、ビル等の名称、階数及び部屋番号を記載してください。  
原則として、主たる事務所等の所在地の記載となりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記載してください。  
なお、共有名義の資産がある場合は、氏名は「例：伊予 次郎 外1名」のように記載し、  
代表者の住所・連絡先を記載してください。また、備考欄に代表者以外の共有者全員の氏名・  
住所を記載してください。
  - ③ 所有者の個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。  
個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。  
※個人番号（マイナンバー）の提供を行う際には、原則、個人番号が分かる書類（マイナンバーカード等）及び本人であることを確認するための書類（運転免許証等）の提示（郵送の場合は写しの提出）が求められます。

- ④** 事業の種目を具体的に記載してください（例：ミシン製造業、自動車販売業等）。  
2 以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記載してください。  
また、法人の場合は、資本金又は出資金の金額を記載してください。
- ⑤** 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
- ⑥** 申告についての担当者の氏名及び電話番号、税理士の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑦** 該当する方を○で囲んでください。  
8 「有」 の場合は、「耐用年数の短縮承認通知書」 の写しを添付してください。  
9 「有」 の場合は、「増加償却届出書」 の写しを添付してください。  
10 「有」 の場合は、非課税に該当する資産の価額等はこの申告には含めないでください。  
11 課税標準の特例欄は、該当資産がある場合は必ず「有」 を○で囲んでください。  
なお、事務処理の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。  
12 償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりませんので、ご注意ください。  
13 税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。  
14 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ⑧** (例) 令和8年度の申告を行う場合  
(イ) 令和7年1月1日現在の取得価額を記載してください。  
(ロ) 令和7年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に減少した資産の取得価額を記載してください。  
(この欄の合計額は、種類別明細書（減少資産用）の合計額と一致します。)  
(ハ) 令和7年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に取得した資産の取得価額を記載してください。  
(この欄の合計額は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の合計額と一致します。)  
(ニ) 令和8年1月1日現在の取得価額となります。  
取得価額は、金額の単位区分（けた）に従って正確に記載してください。
- ⑨** 伊予市内における事業所等、資産の所在地を記載してください。（所有者住所と同じ場合は記載不要）
- ⑩** 該当する方を○で囲んでください。なお、「有」 の場合は、貸主の名称等を記載してください。
- ⑪** 電算処理により全資産申告をされる場合は、記載が必要です。それ以外の方は、記載の必要はありません。
- ⑫** 該当する項目を○で囲んでください。また、次のような事項があれば記載し、又は別紙を作成の上、添付してください。  
○ 「耐用年数の短縮承認通知書」 の写し、「増加償却届出書」 の写し等、添付した書類の名称  
○ 3 その他異動事由には、廃業・解散・移転等の事項を記載してください。  
(移転の場合は、移転先も記載)  
○ 特例に該当する資産を所有している場合は、その適用条項  
○ 償却資産を共有されている場合は、代表者以外の共有者全員の氏名及び住所  
例：伊予 次郎 外1名の場合 ⇒ 伊予 花子（伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6）  
○ その他この申告に必要な事項

# 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

- 前年度に申告された方は、前年中に増加した資産について記載してください。  
(前年1月1日以前に取得し、申告されていない資産がある場合は併せて記載してください。)
- 当年度から初めて申告される方は、当年1月1日現在所有している償却資産全部について記載してください。
- 電算処理により申告される方は、当年1月1日現在所有している償却資産全部について記載してください。

① 令和☆☆年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)②										第一二十六号様式別表一 提出用		
		所有者名												
		伊予市食品製造株式会社												
		1枚のうち 1枚目												
行番号	種類別 種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 (千 円)	耐用 年数	減価 (%) 残存率	価額 (千 円)	※課税標準額 (ハ) の特例 率 コード	課税標準額 (千 円)	増加 事由	摘要	
01	2		自動加工機	2	428 8	2,000,000	0	0.	0	0	0	0・2 3・4		
02	6		レジスター	1	422 10	320,000	5	0.	0	0	0	1・2 0・4	松山支店 より受入れ	
03	3				5		6	7		8		9	10	
04												1・2 3・4		
05												1・2 3・4		
06												1・2 3・4		
17												1・2 3・4		
18												1・2 3・4		
19												1・2 3・4		
20												1・2 3・4		
小計														2,320,000
注意 「増加事由」の欄は、 1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他 のいずれかに○印を付けてください。														
伊予市														

- ① 申告の年度を記載してください。
- ② 氏名(法人にあっては、名称)を記載してください。  
また、2枚のうち1枚目というようにページ数を記載してください。(記載例は1枚の場合です。)
- ③ 該当する資産の種類の番号を記載してください。  
1 - 構築物 2 - 機械及び装置 3 - 船舶 4 - 航空機 5 - 車両及び運搬具  
6 - 工具、器具及び備品
- ④ 資産の名称、規格等と数量を記載してください。
- ⑤ 当該資産の取得年月を和暦で記載してください。  
年号欄は下記の該当する番号を記載してください。  
1 - 明治 2 - 大正 3 - 昭和 4 - 平成 5 - 令和

- ⑥ 当該資産の取得価額を金額の単位区分（けた）に従って正確に記載してください。取得価額には、運賃・購入手数料・据付費等、当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた価額で申告いただくことになります。また、法人税法又は所得税法等による、いわゆる圧縮記帳を行った資産については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮による損金算入前の価格を記載してください。
- ⑦ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。また、次の点に留意の上、記載してください。
- 国税局長の承認を受けて、耐用年数の短縮を行っている場合は、その耐用年数を記載してください。
  - 中古資産のための見積耐用年数を使用した場合は、その耐用年数を記載してください。
  - 平成20年1月1日以前に取得された資産を申告する場合で、耐用年数の変更があった資産については、変更後の耐用年数を記載してください。
- ⑧ 電算処理により全資産申告をされる場合は、記載が必要です。それ以外の方は、記載の必要はありません。
- ⑨ 該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
- ⑩ 摘要欄には次のような事項を記載してください。
- 課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例:法第349条の3第1項)
  - 法第342条第3項の規定の適用がある割賦販売資産等については、その旨の表示と売主の名称等
  - 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
  - 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
  - 平成20年1月1日以前に取得された資産を申告する場合で、耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示及び「旧耐用年数○年」と記載してください。  
(既に変更を申告している場合は記載の必要はありません。)
  - その他該当資産の価格の決定に当たって必要な事項



# 種類別明細書（減少資産用）の記載方法

○ 前年中に減少した資産について記載してください。

① 令和☆☆年度		種類別明細書(減少資産用) ②										第十六号様式別表二 提出用			
		所 有 者 コ ー ド		資 产 の 名 称 等			数 量	取 得 年 月	取 得 価 额	耐 用 年 数	申 告 年 度		減 少 の 事 由 及 び 区 分	概 要	
行番号	資産の種類	抹消コード						年号 年 月	百万 千 千 円	年数	1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部			
01	2			自動加工機			1	3 5 6 8	1,500,000	10	50	1・2・3・4	1・2	松山支店へ移動	
02	6			陳列ケース			2	4 1 7 1 0	400,000	8	10	1・2・3・4	1・2	取得価額100万円(数量5)のうち、40万円(数量2)分減少(破損のため廃棄)	
03	③						④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
04														1・2・3・4	1・2
05														1・2・3・4	1・2
06														1・2・3・4	1・2
17														1・2・3・4	1・2
18														1・2・3・4	1・2
19														1・2・3・4	1・2
20														1・2・3・4	1・2
小 計										1,900,000					伊予市

- ① 申告の年度を記載してください。
- ② 氏名(法人にあっては名称)を記載してください。  
また、2枚のうち1枚目というようにページ数を記載してください。(記載例は1枚の場合です。)
- ③ 該当する資産の種類の番号を記載してください。  
1－構築物 2－機械及び装置 3－船舶 4－航空機 5－車両及び運搬具  
6－工具、器具及び備品
- ④ 前年中に減少した資産の名称、規格等と減少した数量を記載してください。
- ⑤ 当該資産の取得年月を和暦で記載してください。  
年号欄は下記の該当する番号を記載してください。  
1－明治 2－大正 3－昭和 4－平成 5－令和
- ⑥ 減少した資産の取得価額を金額の単位区分(けた)に従って正確に記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する価額を記載してください。
- ⑦ 当該資産に適用していた耐用年数を記載してください。

⑧ 当該資産について最初に申告した年度を記載してください。( 不明の場合、記載の必要はありません。)

⑨ それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

⑩ 摘要欄には、次のような事項を記載してください。

○ 減少事由が

「1 売却」の場合 …… 売却先の名称等

「2 滅失」の場合 …… 滅失の理由等

「3 移動」の場合 …… 受け入れ先の所在地、名称等

「4 その他」の場合 … 減少の理由等

○ 減少区分が「2 一部」の場合、次の例のように記載してください。

(例) 取得価額 100 万円(数量 5) のうち、40 万円(数量 2) 分減少

○ その他当該資産が減少したことについて必要な事項

## 電子申告（インターネット上からの申告）について

当市の償却資産（固定資産税）の申告には、オフィスや自宅から、インターネットを利用した電子申告が可能な eLTAX( エルタックス ) もご利用いただけます。

なお、電子申告システムのサービスを利用するには、所定の手続が必要です。利用方法の詳細は、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧いただくか、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

利用受付時間 8:30 ~ 24:00 ( 土・日・祝日、年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く )

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用できます。

○電話でのお問合せ (eLTAX ヘルプデスク)

0570-081459 ※左記の番号でつながらない場合 03-6745-0720

電話受付時間 9:00 ~ 17:00 ( 土・日・祝日、年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く )

○インターネット経由のお問合せ (eLTAX ヘルプデスク)

eLTAX ホームページの「お問合せフォーム」に問合せ事項を  
入力の上、送信してください。



## よくある質問について

### Q1 耐用年数を経過し、減価償却を終えた古い資産でも申告する必要はありますか？

A

減価償却を終えた古い資産であっても、事業の用に供されている場合は、申告の対象になります。

なお、償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額となります。

### Q2 中古資産を取得した場合の耐用年数は、どのように申告すれば良いのですか？

A

中古資産の耐用年数は、原則として、その中古資産をその用に供したとき以後の使用可能期間の年数を見積って算定する方法（この方法を「見積法」という。）によることとされています。

なお、見積りが困難な場合は、次の「簡便法」によって求めることができます。

法定耐用年数の全部を経過したもの

$$\rightarrow \text{法定耐用年数} \times 0.2$$

法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\rightarrow (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 0.2$$

※年末満の端数は切り捨て、2年に満たない場合は2年とします。

### Q3 リース資産は誰が申告するのですか？

A

原則としてリース会社が納税義務者となります。

ただし、割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている資産や、リース契約終了後、無償や名目的な対価で譲渡が決まっている資産については、借主が納税義務者となります。



**Q4** テナント（賃借人）として事業を行っている建物に、内装や電気、ガス設備等を施工しましたが、これらは償却資産として申告する必要がありますか？

**A** 家屋の所有者以外の方が、その事業の用に供するために取り付けた附帯設備については、テナント（賃借人）から償却資産として申告していく必要があります。（法第343条第10項、伊予市税条例第54条第8項）

※附帯設備を申告していただく場合は、便宜上、資産の種類を「構築物」として申告してください。

**Q5** 少額資産の申告対象資産の取扱いについて教えてください。

**A** 下記のとおりになりますので、ご確認ください。

償却方法	取 得 價 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外	—	—	—
個別減価償却	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
3年一括償却 (20万円未満)	申告対象外	申告対象外	—	—
中小企業特例 (30万円未満)	申告対象	申告対象	申告対象	—
法人税法第64条の2 第1項又は所得税法第 67条の2第1項に規定 するリース ※平成20年4月1日以降	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象

## 口座振替について

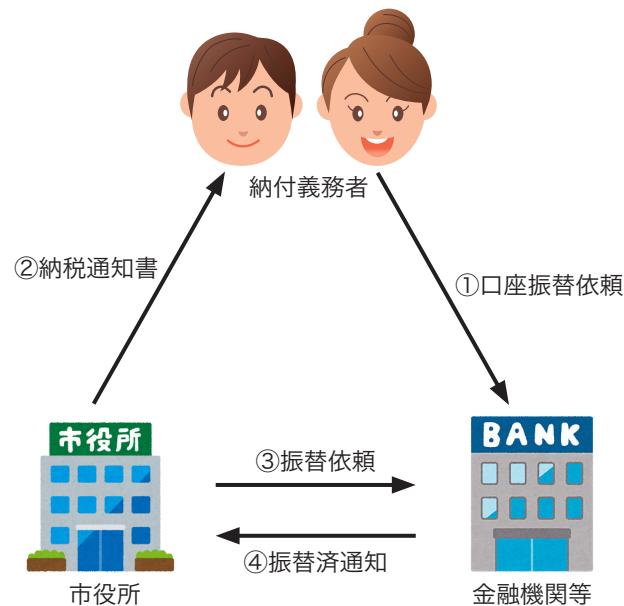
口座振替を申し込みますと、市税・公共料金があなたの指定された預貯金口座から振替により納付することができます。わざわざ金融機関等へお出かけになる手間が省け、納め忘れの心配もなくなり安心です。

### 【お申込みの手続】

「伊予市市税等口座振替依頼書」に所定の事項を記入し、押印の上、口座引き落としをされる金融機関に提出してください。

### 【口座振替可能な金融機関】

伊予銀行・愛媛銀行・広島銀行  
愛媛信用金庫・えひめ中央農業協同組合  
ゆうちょ銀行  
愛媛県信用漁業協同組合連合会



### 【口座振替日】

口座からの振替日は納期月の 27 日です。（27 日が休日の場合は、翌営業日）  
全期前納（年額を一括で引き落とし）の場合は、第 1 期の納期月の 27 日です。  
※年度途中で全期前納を申し込まれた場合は、その年度は期別振替となり、翌年度  
から全期前納の取り扱いとなります。

### 【口座振替の開始日】

口座振替の開始は、口座振替依頼書を提出していただいた翌月からとなります。  
例：6月15日に申し込まれた場合は、7月27日の引き落としから

### 【留意事項】

- 「伊予市市税等口座振替依頼書」は市内の金融機関及び市役所にあります。
- 市外又は県外にお住まいの方には「伊予市市税等口座振替依頼書」を郵送しますので、市役所 固定資産税担当課までご連絡ください。  
(市内在住の方でも郵送を希望される場合はご連絡ください。)
- 振替日の前日までに預貯金の残高の確認をお願いします。